

事務局資料

2021年12月13日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

第16回公認会計士制度部会の議論と公認会計士制度の見直しの方向性(案) ①

前回(第16回)の議論

- 準大手・中小監査法人の受嘱が広がる中で、監査リスクに対応できるだけの体制を求められるよう、上場会社の監査を担う監査法人の登録制度を法定化することを考える局面にある。
- 制度と運用全体を当局に移管すると、形式的なコンプライアンスばかりに重点が置かれるリスクがあり、実質的な監査品質の向上につながるよう、できるだけ自主規制の流れを尊重すべき。
- 上場会社の監査に求められる最低限の基準は、登録要件として適切に定める必要。一定の規模を求めることや監査法人のガバナンス・コードの受け入れを求めることが必要。
- 事前規制を過度に厳しいものとせず、事後チェックを厳格に行うアプローチが適している。
- 制度枠組みの整備と併せて、日本の監査市場において重要な役割を担う中小監査法人のデジタル対応や人的基盤の整備といった育成支援が十分に行われることが重要。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

① 登録制の導入

- 上場会社等の財務書類についての監査証明業務(以下、「上場会社監査」)を行う監査事務所は、日本公認会計士協会(以下、「協会」)への登録を受けるとする。
(参考) 現行の公認会計士法上、公認会計士等の登録は、協会で行うこととされている。

② 登録時の適格性の確認

- 登録を受けようとする監査事務所は、協会に登録申請を行い、協会から上場会社監査を実施する者としての適格性の確認を受けるとする。
 - 例えば、業務停止処分中でないことや、「一定の社員数」を有すること等が考えられるか。
 - 「一定の社員数」とは、例えば、
 - 現行の公認会計士法において、監査法人に対し、公認会計士である社員を5人以上有することを求めていることに倣い、制度導入当初は「公認会計士である社員を5人以上有すること」とした上で、
 - 制度導入後、協会が実施する中小監査事務所への育成支援による体制整備の進展を踏まえながら見直していくことが考えられるか。

第16回公認会計士制度部会の議論と公認会計士制度の見直しの方向性(案) ②

前回(第16回)の議論

- 監査法人のガバナンス・コードの受け入れや、充実した情報開示を求めることが必要。
- 情報開示の充実は、中小監査法人の基盤強化の観点からも重要。
- ソフトローも含め最適な規律付け(ベストミックス)を模索すべき。
- 監査法人のガバナンス・コードについては、日本公認会計士協会や監査役などが監査法人との対話機能を担うことで、各法人の実効的な取組みを後押しすることができるのではないか。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

③ 登録後の継続的な規律付け

- 登録を受けた監査事務所には、上場会社監査に係る体制整備や情報開示について、登録を受けていない監査事務所より高い規律付けを設ける。
 - ▶ 例えば、監査法人のガバナンス・コードの受け入れや、充実した情報開示を求めることなどが考えられるか。
 - ▶ 現行の公認会計士法上、監査法人には、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供することが求められている。上場会社監査を行う者に対し、充実した情報開示・付加的な情報開示を求めるべき事項は何か。また、それらを法令で定めるべきか又は自主規制に委ねるべきか。
 - ▶ 現行の公認会計士法上、公認会計士個人が上場会社監査を行うことも許容されているが、単独で監査を行うことは原則として認められておらず、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならないこととされている。

上場会社監査を担う公認会計士については、今後、協会が実施する中小監査事務所への育成支援を通じて、組織的な対応に向けた取組みを促すことが考えられるか。
- 登録後に上場会社監査を公正・的確に実施する体制が整備されていないこと等が確認された場合、協会は、登録を取り消すことができることとする。

〔参考〕 主な関連条文 ①

上場会社の監査を担う監査事務所の規律付け

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2～4 （略）

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（無限責任監査法人（略）にあつては第五号ロからホに掲げる事項を除く。）とする。

一 業務の概況に関する次に掲げる事項

イ～ハ （略）

ニ 業務の内容に関する次に掲げる事項

(1) 監査証明業務の状況（略）

(2) 非監査証明業務（略）の状況（略）

ホ 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲げる事項

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（略）

(3) ～ (5) （略）

へ・ト （略）

二 社員の概況に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

三 事務所の概況に関する次に掲げる事項（略）

イ～ハ （略）

四 監査法人の組織の概要

五 財産の概況に関する次に掲げる事項

イ～ホ （略）

六 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

〔参考〕 主な関連条文 ②

上場会社の監査を担う監査事務所の規律付け

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

第二十四条の四 第二十四条の四 公認会計士は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

（単独監査を行うやむを得ない事情）

第十一条 法第二十四条の四ただし書（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。
- 二 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなったこと。
- 三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより共同で当該業務を行うことができなくなったこと。
- 四 共同して監査証明業務を行う監査法人が解散したこと。
- 五 前各号に準ずるやむを得ない事情であつて、当該公認会計士の責めに帰すべき事由がないもの

第16回公認会計士制度部会の議論と公認会計士制度の見直しの方向性(案) ③

【論点①】
【上場会社の監査を担う
監査事務所の規律付け
③

前回(第16回)の議論

- 社会的な重要性が高い上場会社の監査について、意図的な不正会計を再び起こさないという監査人に対する社会からの期待に応えられるよう、制度の在り方を前向きに検討すべき。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

④ 被監査会社側の手当て

- 金融商品取引法の規定により上場会社等が提出する財務書類について、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けなければならないこととする。

〔参考〕 主な関連条文 ③

上場会社の監査を担う監査事務所の規律付け

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～三 （略）

2 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（第四号において「上場会社等」という。）が、第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～四 （略）

3・4 （略）

5 第一項及び第二項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

6 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

7・8 （略）

前回(第16回)の議論

- 公認会計士・監査審査会が監査法人の業務運営を検査する中で、虚偽証明等の疑義についても検証できるよう制度を見直すことに賛成。
- 金融庁、公認会計士・監査審査会、証券取引等監視委員会が適切に連携することで、より効果的なモニタリング機能の発揮につなげることができる。
- 十分な検査を行えるよう、公認会計士・監査審査会の人員等の体制面の手当ても重要。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

- 公認会計士法上の立入検査等の権限について、金融庁から公認会計士・監査審査会へ権限委任する範囲を見直し、業務の運営の状況に関して行われるものか否かに関わらず、公認会計士・監査審査会において権限行使できることとする。

〔参考〕 主な関連条文 ④

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査）

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（権限の委任）

第四十九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに第四十九条の三第一項及び第二項の規定による権限（次に掲げるものに限る。）を審査会に委任する。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下この号において「公認会計士等」という。）が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの

3～5 （略）

（監査又は証明の業務の調査）

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の運営の状況（当該会員が公認会計士である場合にあつては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。）の調査を行うものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

前回(第16回)の議論

- 現行の業務制限は、時代の変化や監査法人の大規模化に対応できていない。現実に社員や役員への登用に支障が生じており、早急に見直すべき。
- 女性活躍の推進という観点での見直しではなく、利益相反の実質に着目した見直しが議論されるべき。国際倫理規程における業務制限を参照し、適切な業務制限が検討されるべき。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

- 監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等である場合に当該監査法人の監査証明業務が制限されることとなる社員の範囲を、現行の全ての社員から、当該会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員等に限ることとする。

〔参考〕 主な関連条文 ⑤

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（特定の事項についての業務の制限）

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行ってはならない。

一 （略）

二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三・四 （略）

2・3 （略）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なってはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

二・三 （略）

2・3 （略）

前回(第16回)の議論

- 組織内会計士として多くの分野で活躍している公認会計士がいるが、実態が必ずしも明確ではないため、日本公認会計士協会において実践的・有用な支援が行いにくい状況。組織内会計士の登録事項を整備すべき。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

- 組織内会計士の登録事項について、監査事務所以外の勤務先を記載することとする。

〔参考〕 主な関連条文 ⑥

組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（登録の義務）

第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（略）を受けなければならない。

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）

（登録事項）

第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 登録番号
- 二 氏名、生年月日、住所及び本籍
- 三 公認会計士又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地
- 四 公認会計士等となる資格の取得の事由
- 五 公認会計士等が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
- 六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号
- 七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地
- 八 開業登録及び変更登録の年月日
- 九 法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

第16回公認会計士制度部会の議論と公認会計士制度の見直しの方向性(案) ⑦

【論点⑤】
実務経験
期間の見直し

前回(第16回)の議論

- 監査業務は高度化しており、実務経験を通じて学ぶ知見の重要性が高まっている。

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

- 公認会計士の資格要件である実務経験期間(業務補助等の期間)を、現行の2年以上から3年以上とする。

〔参考〕 主な関連条文 ⑦

実務経験期間の見直し

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（公認会計士の資格）

第三条 公認会計士試験に合格した者^{（略）}であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。

（業務補助等）

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

- 一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間
 - 二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間
- 2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は、内閣府令で定める。

前回(第16回)の議論

公認会計士制度の見直しの方向性(案)

【論点⑥】継続的専門研修の確実な受講

- 継続的専門研修の確実な受講を促すことは重要。
- 適切に受講されない背景には、監査法人が業務過多になっており、研修に時間を割けないことも一因ではないか。そうであれば、直ちに登録抹消することは厳しい印象。研修時間の確保や研修の重要性の意識付けも重要。

- 継続的専門研修(CPE)の受講状況が著しく不適当な公認会計士について、資格審査会の議決に基づき、登録を抹消することができることとする。
- 併せて、虚偽の申請等に基づいて登録を受けた場合や、2年以上継続して所在が不明である場合についても、資格審査会の議決に基づき、登録を抹消することができることとする。

(参考)資格審査会は、協会に設置される機関であり、公認会計士等の登録の拒否(公認会計士の信用を害するおそれがある者など)や抹消(公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき)について必要な審査を行っている。協会の会長並びに公認会計士、金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱される委員4人から構成される。

〔参考〕 主な関連条文 ⑧

継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（登録の抹消）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士がその業務を廃止したとき。
 - 二 公認会計士が死亡したとき。
 - 三 公認会計士が第四条各号（*）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 四 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
- 2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。
- 3 （略）

（*） 未成年者、禁錮以上の刑に処せられ一定期間を経過しない者、登録抹消処分を受けてから5年を経過しない者等の欠格事由が規定されている。

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（登録の取消し）

第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

- 一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。
- 二 第二十四条第六号（イに係る部分に限る。）に規定する者に該当するに至ったとき。
- 三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

2・3 （略）

〔参考〕 主な関連条文 ⑨

継続的専門研修の確実な受講を通じた公認会計士の能力向上

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（資格審査会）

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

- 2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項及び第三十四条の十の十一第二項の規定による登録の拒否並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。
- 3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。
- 4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。
- 5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

前回(第16回)の議論	公認会計士制度の見直しの方向性(案)
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本公認会計士協会による<u>会計基礎教育の普及活動に制度的な位置づけ</u>を設けてほしい。 	<p>日本公認会計士協会からプレゼンテーションを予定。</p>
<p>〔中長期的課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人の大規模化に伴い、現行の監査法人制度で対応できていない論点は他にも存在。中長期的には、監査法人形態の在り方や業務範囲についても検討がなされるべき。 ● 大学生の公認会計士試験合格者については、学業と実務補習との両立も課題。 ● 実務補習・継続的専門研修とともに、公認会計士試験制度についても一体的に見直すべき。 	<p>—</p>